

退職給付会計の国際基準 IAS19 改正のための討議資料の問題

杉田 健[†] 大森 孝造[‡]

2009 年 12 月 25 日投稿

2010 年 10 月 27 日受理

概要

2008 年 3 月に IASB は退職給付会計 IAS19 改正についての討議資料として予備的見解を公表したが、この論文では、年金科目と年金以外の科目との整合性、および経済学との整合性の観点から以下の三つの問題点を指摘する。特にリスクの捉え方における科目間の不整合が、企業的意思決定に影響を与え非効率の行動に結びつく可能性から、三点目は重要である。

1. 「拠出ベース約定」と「給付建約定」の区別は必要ない。一つには、その定義の曖昧さがある。もう一つは、経済学のリスク中立的評価による評価を必要に応じて適用することにより、キャッシュ・バランス・プランでも給付建約定と同様の精度で時価評価できることである。
2. 貸借対照表の負債項目である社債・借入金などの整合性から、予備的見解が拠出ベース約定で想定しているように年金債務の評価に信用リスクを考慮することは無条件に許されるべきではない。
3. 年金資産の時価変動を純損益に反映させると、時価評価がされない実物事業の損益計算書項目と比較して、収益認識方法の違いによってリスクが大きくなってしまうので、「その他の包括利益」の使用は必須である。利益の認識方法によって生じるリスクの違いを無視してそれらを同列に扱えば、会計情報の有用性を低下させる。従って、予備的見解の拠出ベース約定での取扱い及び、給付建約定で候補としているアプローチ 1 は、不適切である。この点に関しては、株式の配当割引モデルにより例示し、数値例も示す。

キーワード：リスク、国際会計基準、退職給付会計、配当割引モデル、系列相関

* 本稿を作成するにあたって、匿名のレフェリーからのコメントによって内容が厳密・拡充されましたので感謝する次第です。言うまでもなく、残された誤りは全て筆者の責任です。なお、本稿の内容は筆者自身のものであり、筆者の所属する中央三井アセット信託銀行の見解ではありません。

[†] 中央三井アセット信託銀行株式会社 年金コンサルティング部 指定年金数理人業務担当部長、年金リサーチセンター 研究理事(併任) 住所:〒105-8574 東京都港区芝3-23-1 e-mail: Ken_Sugita@chuomitsui.jp

[‡] 中央三井アセット信託銀行株式会社 パッシブ・クオンツ運用部 チーフリサーチャー 住所:〒105-8574 東京都港区芝3-23-1 e-mail: Kozo_Omori@chuomitsui.jp